（別紙）

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示の一部改正について
に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○御意見及びそれに対する考え方
※行政手続法第43条第２項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	緊急防除を延長する期間についてお伺いします。 同じく緊急防除延長予定のジャガイモシロシストセンチュウは、３年延長予定ですが、テンサイシストセンチュウは４年となっています。 この差について教えてください。	緊急防除の防除を行う期間については、病害虫の種類、現地での発生範囲や程度、防除の方法や進捗等の状況を考慮して、病害虫ごとにその都度、必要な期間を検討しています。 今回のジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除及びテンサイシストセンチュウの緊急防除の延長については、それぞれ対策検討会議において、専門家、関係者等と検討を行い、ジャガイモシロシストセンチュウについては、現地での３年間の輪作体系に基づいた防除体系を踏まえ３年間、テンサイシストセンチュウについては、現在実施している調査や防除の進捗状況等を踏まえ４年間延長するとされたところです。 なお、対策検討会議の概要は、下記のリンクからご確認いただけます。 ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議概要： https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/gp/gpinfo.html テンサイシストセンチュウ対策検討会議概要： https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/hs.html